技管　―　８１０
令和６年２月２６日

各建設業関係団体の長　様

秋田県建設部長
（公印省略）

令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価の運用
に係る特例措置について

令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価について、農林水産省及び国土交通省連名の「令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和６年２月16日付け、5農振第2772号ほか）により、別添のとおり通知がありました。

新たに適用する公共工事設計労務単価は、当県では、令和６年２月以前の単価に比して主要12職種単純平均で6.1％程度上昇しています。

つきましては、国土交通省の「「令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について」（令和６年２月16日付け、国会公契第25号ほか）及び「「令和６年３月から適用する公共工事設計労務単価について」の決定に関連する入札契約手続等の処理方針について」（令和６年２月16日付け、事務連絡）による通知を踏まえ、県としての特例措置について、別添のとおり定めたのでお知らせします。

担当　秋田県建設部　技術管理課
積算管理・建設ＤＸチーム　西井
TEL018-860-2432